

## 戸籍の振り仮名についてのお知らせ

令和7年5月26日に改正戸籍法が施行され、戸籍の記載事項に氏名の振り仮名が追加されることになりました。

このことに伴い、施行日以降、本籍地市区町村は戸籍に記載される予定の振り仮名の通知を順次発送しており、本籍地が越生町の方については、7月30日に通知を発送しました。

### 【振り仮名が正しい場合】

届出をしなくても、令和8年5月26日以降に、通知のとおり戸籍に記載されますので、届出は不要です。

### 【振り仮名が誤っている場合】

令和8年5月25日までに、下記のいずれかの方法で必ず届出をお願いします。

- ①マイナポータルにてオンラインでの届出（マイナンバーカードをお持ちの方）  
※届出方法は下記の二次元バーコードを読み取り、法務省ホームページをご覧ください。
- ②町民課の窓口へ届出

## 出生等で新たに戸籍に記載される方の振り仮名

令和7年5月26日から、「氏名として用いられる文字の読み方として一般に認められているものでなければならない」との規律が設けられました。

下記のように社会を混乱させるものや、差別的・卑わい・反社会的な読み方など、社会通念上相当とはいえないものは認められないものと考えられます。

### ○漢字の意味や読み方との関連性をおよそ又は全く認めることができない読み方

例：「太郎」をジョージ、マイケル

### ○漢字に対応するものに加え、これと明らかに異なる別の単語を付加し、漢字との関連性をおよそ又は全く認めることができない読み方を含む読み方

例：「健」をケンイチロウ、ケンサマ

### ○漢字の持つ意味とは反対の意味による読み方であったり、漢字の持つ意味や読み方からすると、別人と誤解されたり読み違い（書き違い）と誤解されたりする読み方

例：「高」をヒクシ、「太郎」をジロウ

戸籍の振り仮名制度の詳細はこちら

▼（法務省 HP）



振り仮名に関するお問い合わせ  
コールセンター

☎ 0570-05-0310

▼（町 HP）



☎町民課 住民担当  
☎内線 124・125



## 「越生自然休養村センター」「越生町インフォメーションセンター」 「五大尊花木公園」の指定管理者を公募します

- 対象施設** ①越生自然休養村センター（越生町大字小杉308番地1）  
②越生町インフォメーションセンター（越生町大字越生790番地）  
③五大尊花木公園（越生町大字黒岩328番地2ほか）

**指定管理期間** 令和8年4月1日～令和13年3月31日（5年間）

**申請受付期間** 令和7年8月18日（月）～8月29日（金）

**申請書類の配布** 令和7年8月12日（火）～8月29日（金）  
（①および②については産業観光課窓口で、③についてはまちづくり整備課窓口で配布します。）

※募集要項や応募資格など、詳しくは町ホームページをご確認ください。

- ☎ 越生自然休養村センター・越生町インフォメーションセンターについて  
産業観光課 観光商工担当 ☎内線 145  
○五大尊花木公園について  
まちづくり整備課 まち企画担当 ☎内線 155

## 町営住宅の入居者を募集しています

| 住宅名  | 上野第1住宅  | 上野第2住宅  | 上野第3住宅                                      |
|------|---|---|---|
| 所在地  | 越生町大字上野 1115 番地                                     |   |   |
| 募集部屋 | 301・302・303・401・402・403号室                           | 401・402号室   | 201・302・303・403号室                           |
| 間取り  | 和室2室（6畳・6畳）、<br>板の間（約3畳）、<br>台所（約4畳）、<br>トイレ、洗面所、浴室 | 和室2室（6畳・6畳）、<br>板の間（約3畳）、<br>台所（約4畳）、<br>トイレ、洗面所、浴室 | 和室3室（6畳・6畳・4.5畳）、<br>台所（約4畳）、<br>トイレ、洗面所、浴室 |
| 建築年度 | 昭和49年度  | 昭和50年度  | 昭和52年度                                      |
| 家賃   | 12,900円～21,800円                                     | 13,100円～26,600円                                     | 16,300円～37,500円                             |

※収入により家賃を決定します。

### 応募資格

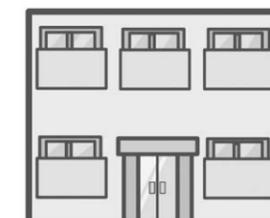
- 町内に住所または勤務場所があること
- 現在同居または同居しようとする親族があること  
（例外有り。詳しくはホームページまたは下記までお問い合わせください。）
- 現在、住居に困窮していることが明らかでないこと
- 収入基準は月額15万8千円以下（障がい者・高齢者等の世帯は21万4千円以下）
- 町税を滞納していないこと
- 入居者や同居者が暴力団員ではないこと

### 申込方法

まちづくり整備課窓口へ申込書を提出してください。  
申込書はホームページまたは窓口に備え付けております。

### その他

申込みは先着順となり、入居の申込みがあった住宅は、受付を終了します。



☎まちづくり整備課 環境管理担当 ☎内線 153・156

広告

補聴器で健康寿命を延ばそう！

補聴器のプロ 認定技能者 在勤

**イチカワ**

坂戸市日の出町 9-20  
☎281-0107  
検索 イチカワ 補聴器



広告